



「社会福祉原論」のための序章(I) :
新たなる地平への基本的前提

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野村, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003558

「社会福祉原論」のための序章(Ⅰ)

——新たな地平への基本的前提——

野村 哲也

1. はじめに(問題提起)

ここ数年、社会福祉専門教育の体系化についての動きが著しい。社会事業学校連盟に社会主事問題特別委員会が設置され(1983年)、社会福祉教育カリキュラムのガイドライン作製の作業にかかったのが組織的な動きの始まりであるが、その後、第15回社会福祉教育セミナー特別分科会での「社会福祉専門職制度確立のカリキュラム・モデルの検討」(1985年)等を経て、「学校連盟による社会福祉専門職員養成基準の例示科目について」という形にまとめられたことは周知の通りである。(なおこれに教員組織等の項をも盛り込んだものが1987年の社会事業学校連盟加盟承認基準である)

ところで、このカリキュラムは、大学基準協会での「社会福祉学教育に関する基準およびその実施方法」(昭和57・6・15改定)と全く同じ体裁をとっており、学校連盟としては、大学基準協会の改定版的意味を持ったものと考えていると言っていいだろう。「養成基準設置の意義と背景」というくんだりでは、「実践科学」としての社会福祉学にふさわしい実技、学習を重視した、かつ、大学設置基準にも反映できる共通の社会福祉教育のカリキュラムをつくる必要がある”とうたっているし、条文の第1にあたる目的の項では、基準協会での「社会福祉学教育は、社会福祉に関する専門の学術を教授研究し、あわせてその応用能力を展開させることを目的とする」という中の応用能力が実践能力に代っているだけで、項目の立て方、留意事項等はほぼ同じである。もちろんこの養成基準を直ちに大学設置基準ないしは卒業認定の条件として位置づけることは困難であるとしているが、一方、社会事業学校連盟が社会に送り出す専門職員の基準というギルド的性格のものにしたいということも記されているのである。

このようなものとして養成基準のカリキュラム内容を見てみると、幾つかの疑問点および問題点を見出す。

まず第1は、例示科目表の冒頭に「以上のような趣旨(社会福祉専門職員の養成)にもとづいて社会福祉学教育の必要な科目を例示すれば」となっているところあり、同時にそれは、さきにものべた目的の項で、応用能力をあえて実践能力と変えたということも関連する。

筆者が前号において、「社会福祉士か社会福祉士か」というタイトルの小節においてのべたことと重なるのでくわしくはのべないが、要するに、厚生省の指定する社会福祉士養成施設でなく、大学において行なう社会福祉学教育には真の意味での実践的能力すなわち応用能力が必要なものであり、それをわざわざ実践能力を発達させると変えたということは、これまた前号でのべた practical nurse の弊に陥りかねないのである。

第2は、分野部門が依然として主要な部門を構成しているばかりか、大学基準協会の例示になかった保健福祉論が加わっているなど、行政の機構や名称が変わればいくらかでも変化したり、増加したりするのである。これまた前号で、これらの教科はどう位置づけられるべきかについてのべておいたので、これ以上は深入りしない。ただこの分野論が、児童社会事業論とか老人社会事業論といった用語で呼ばれることはめったにないということ。そしてそれは本稿の主題である社会福祉原論の再検討における社会福祉と社会事業の概念的区別の明確化とかかわりのあることに留意しておく必要がある。「養成基準」の目ざす社会福祉専門職員は、老人福祉一般にかかわるのではなく、又介護福祉士の職務を行うのでもなく、まさにソーシャル・ワークを専門とするはずだからである。

第3は、社会福祉原論と、社会福祉実践技術原論(方法原論)の2つが区分されていることである。これはさして目新しいものではない。似た形のは大学基準協会の専門教育科目(別表)¹⁾でも、社会福祉学基礎理論(社会福祉倫理を

1) 「社会福祉学教育に関する基準およびその実施方法」は、それまで「社会事業学教育基準」(昭和28年)とされていたものを昭和53年に大きく改定されたものであって、その第一項目的において「社会福祉学教育は、社会福祉に関する専門の学術を教授研究し、あわせてその応用能力を展開させることを目的とする」となっている。そしてその専門教育科目が別表に例示されている。(末尾の表参照)

む)と、社会福祉方法原論の2つに分けられている。ただ基準協会の場合は、社会福祉倫理を必ず含めるということで、福祉哲学ないし社会福祉思想の諸学説的なものを中心に据えていると考えられるが、学校連盟基準では、社会福祉専門職員養成のカリキュラムのかなめが方法原論と原論の何れであるかが明確でないため、結局社会福祉原論といいながら、広義の社会福祉をも含めた概説となってしまう(詳細後述)

またもし、狭義の社会福祉—区別を明確にするため、専門社会事業という古い言い方で表現するとすれば、そのための原理(社会事業学原論)から技術が導かれるはずであり、そのようなものとして原論を位置づけるならば方法原論は不要である。また、岡村重夫氏の言うごとく²⁾ 社会福祉の制度(政策)体系と、専門行動体系を媒介するものとし社会福祉原論があるとしても、方法原論は屋上屋を重ねるものとなるし、下位領域だとすれば、もう一方に政策原論が必要だということになる。もちろん筆者は上述の様なことそのものを問題にしているのではない。原論という学問体系にとっての基本的なものが、何を学問対象とし、どの様な位置づけを一たとえば方法原論との関係の明確化—持つものかが不明確なままひとり歩きしていることに危惧を感ずるのである。しかもその危惧は現実となってあらわれつつあるのである。

筆者はさきに、社会福祉士法の制定が、いかに大学本来の教育とは無関係であると言ってみても、大きな規制力をもつようになるということを指摘しておいた³⁾ このことは、その後の「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標および内容について」(昭和63年2月、社会局長通達)において明白な事実となってあらわれたが、とくにその中でも、本稿の主題である「社会福祉原論」の内容と目標において著しい。(その全文を注にのせておくので参照されたい)⁴⁾

これはまさに「概論」ないしは「総論」であって、孝橋氏や岡村氏が考究されて来た本質論や原論とは全く質を異にするものである。しかしながらこの「内容」は、当然社会福祉士試験の基準となるものであり、福祉系大学の学生の多くはそれを目ざすであろう。「社会福祉原論」の講義はその「内容」に沿った概論とな

2) 「社会福祉教育年報」第6集、1985年版、10頁

3) 野村哲也「社会福祉の専門性とその教育体系」社会問題研究、第37巻第1号、2頁。

- 4)昭和63年2月12日の厚生省社会局長の社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について]の中の「社会福祉原論」のそれは次の通りである。

「社会福祉原論」

- [目標] 1 現代社会における社会福祉の理念と意義について理解させる。
- 2 社会福祉の対象と援助の形態及び方法について、老人や障害者を中心に介護との関係に十分留意させつつ理解させる。
- 3 社会福祉サービス体系の概要について理解させる。
- 4 社会福祉の専門性と倫理について理解させる。
- 5 社会福祉士及び介護福祉士法の意義と内容について理解させる。
- 6 社会福祉の法体系、実施体制及び財政全体の概要について理解させる。
- 7 社会福祉をめぐる我が国及び諸外国の動向について理解させる。
- [内容] 1 現代社会と社会福祉
- 1) 社会福祉理念の発達
- 2) 概念と範囲
- 3) 役割と意義
- 2 社会福祉対象の把握方法
- 3 社会福祉援助の具体的な形態と方法
- 4 社会福祉援助活動における専門性と倫理
- 1) 専門性と専門職の内容
- 2) 保健・医療等関連分野の専門職との連携のあり方
- 3) 社会福祉援助活動と倫理
- 5 社会福祉士及び介護福祉士法の意義と内容
- 6 社会福祉関係法制と実施体制及び財政の概要
- 1) 社会福祉事業法・福祉六法及び関連法規の内容及び相互関係
- 2) 社会福祉の実施体制
- 3) 社会福祉の財政と費用負担
- 7 社会福祉をめぐる我が国及び諸外国の動向

らざるを得ないのである。

しかし、このことは逆に、さきにのべたような幾つかの点についてあいまいさを残し、かつ通俗的解釈の横行を許して来た社会福祉研究者の学問的態度の欠如を示すのもでもあろう。曖昧な学問ほど原論、原理をふりまわしたがるという批判をはねかえせるような原論の構築が急がれるゆえんである。とって筆者一人ではとてもできる仕事ではない。ただ、幾つかの新しい視点を提示し、多くの学究との協同作業の中で一定の役割を果すことはできるであろう。本稿はそのための序章である。

2. 社会福祉原論の系譜(1)―概念をめぐる―

岡村氏が社会福祉教育セミナーでの30周年記念講演でのべているごとく、昭和41年に連盟が採用したカリキュラムでは「社会福祉概論」が基礎となる必修科目として置かれていたが、あれこれの制度・方法を並列的に説明するという専門学校的なKunstlehreの要約的総論であり、Wissenschaftとして本質的体系をなすものではなかった。原論という名称が公的な形であられるのは、昭和53年の社会福祉学校教育基準の改定に際してであるが、それも社会福祉方法原論においてであり、他方は、さきにのべた社会福祉学基礎理論(社会福祉倫理を含む)にとどまっている。なぜ社会福祉学原論としなかったかの理由は定かでないが、少なくとも学問的蓄積をも含めて、未だ学会での市民権を得るに至っていないことは確かであろう。

それどころか(1) 旧社会事業法にかわって社会福祉事業法(昭和26年)が制定された際の福祉の意味づけ、(2) 「社会保障制度に関する勧告(昭和25年)」における①社会保険、②国家扶助、③公衆衛生および医療、④社会福祉の4つの区分の中での社会福祉の固有の領域の認識、(3) 社会保障制度体系の中での社会福祉と専門技術体系としてのそれ等について、孝橋正一氏の言う“社会科学的本質認識”が一般化していなかったのが実情であったといえよう。しかしこの混乱は今に至るも続いている。狭義の福祉か広義の福祉か、社会事業のための原論か社会福祉学の原論か等々である。その概念のカバーする領域の確定なくしてそれに対する原論はあり得ない。厚生省通達における社会福祉原論の内容の粗雑さは、そうした概念の不明確さの反映であるが、それは同時に福祉教育におけ

る概念規定のあいまいさでもある。

この間の事情を示すものとして、時代を異にする2つの教科書⁵⁾(教科書とはR. J. Ottawaの言うごとくsocially organized knowledgeを伝えるもので、いわば定説化した宣言なのである)についてみてみよう。なお、学説的論稿については、本稿の主たる考察の対象として後にのべる。

まず「社会福祉事業概論」(一番ヶ瀬康子)では、「社会福祉事業の概念」という小見出しのもとに「社会保障制度に関する勧告(昭和25年)の中での“社会福祉”と、「社会福祉事業法(昭和26年)」での第3条の趣旨を対比し、「わが国の現行制度のもとでは、社会福祉＝社会福祉事業として「援護育成を要するものへの諸活動」と規定されている⁶⁾とのべている。(傍点筆者、以下特に記す場合を除いて同じ)さらに次の節では、慈善事業・社会事業・社会福祉事業というタイトルのもとに(慈善事業との区別は定説化しているのでふれない) E. Devine 『Social Work』, (1922), A. Fink, 『Field of Social Work』, (1951)等での定義を引用しつつ、社会事業についての伝統的定義がそれらの書にほぼ共通して用いられていることを示し、次いで“社会福祉事業”については社会福祉事業法の制度と共に用いられるようになったことばで、同法の立案に当り“単に消極的な救貧にとどまらず、貧困の防止からさらに進んでは積極的な福祉の増進までを含ませたいという意気込みをあらわしたものであり、もともと社会事業という言葉はかかる理想を持っていたものであるが、その積極性をとくに強調する意図をもって採用された”ものであることを『社会福祉事業法の解説』から引用してのべている⁷⁾。

そうだとすれば先の社会福祉＝社会福祉事業と結合して、社会福祉＝社会事業ということになるわけで、単なる言葉の言いかえにとどまらない概念上の混乱をもたらすことになる。これについて孝橋氏は、「伝統的用語“社会事業”が新造語“社会福祉事業”におきかえられはじめたのは法の改変に源を発してい

5) 一番ヶ瀬康子著『社会福祉事業概論』、誠信書房、1964年、および、仲村優一・三浦文夫・阿部志郎編、『社会福祉教室』、有斐閣、1977年

6) 一番ヶ瀬康子、前掲書、29頁

7) 同上、33頁

る」とし、前述の解説を引用しつつ、「政治家や行政官の“意気”がどのようなものであるにしても、学問的には社会事業の概念は主観的な“意気”から把握されるべきものでなく、歴史的・社会的な客観的立場において認識しなければならない⁸⁾とのべているが、学問論としては至言であろう。本稿のめざす方向もまさに同じものなのである。

なお、同書では、社会福祉についての欧米での定義をW. A. Friedlander『Introduction to Social Welfare』、およびJ. J. Clarke『Social Welfare』等より引用しつつ、社会福祉という概念が広義に使われていることを紹介している。筆者も前号でかなりくわしくのべているのでそれを参照されたいが、要は、欧米では狭義、広義というより、social workとsocial welfareをはっきり概念的に区別しているということである。最近の訳書『社会福祉の哲学』も原著名は『Philosophy in social work』(ノエル・ティムズ他著)であり、当然その内容はソーシャルワークに重点がおかれたものであり、いわゆる社会福祉の思想や倫理とは異なっている。皮肉な言い方をすれば我が国のみが両者を混乱させる使い方をしているのである。

これに対し『社会福祉教室』(仲村優一他編、1977)では、いわゆる広義と狭義の社会福祉を区別するところから始め、人々の福祉の増進という文脈での一般公共施策とは区別されることの制度としての、それも一般的な対策を補足する制度の体系としての社会福祉を狭義のものとして定義する。そして広義のもの例としてイギリスにおけるsocial servicesをあげているが⁹⁾ 筆者が前号でものべたように、イギリスでの最広義の司法福祉が日本では狭義に近いものに含まれたり、逆にイギリスでは狭義に近い教育が日本では枠外に近い領域であったりするように、あくまで操作的なものであり、科学的な概念区分ではない。従って、一番ヶ瀬氏の言うごとく、「このような用語(社会事業、社会福祉)がなぜ生じたのかということ自体も、おそらく今後研究を深めなければならない問題のひとつであろう¹⁰⁾という状況は今もなお変わらないと言えるであろう。

8) 孝橋正一著 『全訂社会事業の根本問題』、ミネルヴァ書房、1962年、19頁

9) 仲村優一他編、前掲書、9頁

10) 一番ヶ瀬康子、前掲書、34～5頁

なお、同書の場合、それに続く第3、4節において“社会福祉(事業)に先行する社会事業”という表現や、“貧困が社会問題として認識され、国の政策課題にならなければ、社会事業や社会福祉にはならない”¹¹⁾といった表現がみられる。その文脈が「社会事業成立の条件」というタイトルの中でのものであるため歴史的発展段階で区分した用語とも思われるが、やはり混乱はまぬがれない。まして、“先進開発国では社会事業から社会福祉へと制度化が進んでいる”となると、制度化の進まない段階を社会事業と呼んでいるとも考えられるが、それに続けて、“先進開発国における社会事業・社会福祉は……”と並記されると、それぞれが何を指示する概念なのかあらためて問い直す必要がでてくる。もちろん仲村氏は、社会事業研究所が昭和25年に国際社会事業会議に参加した際提示した社会事業の定義を引用しつつ“当時の社会事業は今日の社会福祉にあたるものであり”¹²⁾と述べておられるので真意としては十分推測できるが、やはり、孝橋氏が社会事業(それを今日社会福祉と呼ぶのが妥当かどうかも含めて)の本質理解のための関連枠(氏の言葉によれば必要な考慮)としてあげた、(1)動機、(2)目的、(3)位置・性格、(4)対象、(5)主体、(6)方法、(7)法則性等¹³⁾について十分な吟味をした上で「社会福祉原論」にとりかかる必要があるだろう。

3. 社会福祉原論の系譜(2)——いわゆる孝橋理論と岡村理論を中心として

「社会福祉原論」というタイトルを真向からかかげた研究書は浅学の筆者としてはほとんど知らない。最近のものとして筆者の同僚である船曳宏保氏の同名の書があるくらいである。氏の場合“生活者(像)”という概念を中心として、生活体系論とでも言うべきものから原論にアプローチされるわけであるが、その流れは岡村理論に近いものである。したがって本節ではタイトルにあげた2氏の所説を中心に検討を進めることにする。いわゆる原論の核となるものが両氏の所説にあると考えられるからである。

11) 仲村優一他編、前掲書、9頁

12) 同上 12頁

13) 孝橋正一著、前掲書、25～8頁

(1)孝橋氏の、①社会の基礎的・本質的課題としての社会問題(労働問題)と、それと密接な関係をもつものの関係的・派生的に生ずるところの社会的必要(social needs)の欠乏状態(社会的障害)としての社会的問題の概念的区別、ならびに、②前者への社会的対応が社会政策であり、後者へのそれを社会事業と呼ぶこと、および、③社会事業は社会政策への補充的施策として存在するという構造的格づけ¹⁴⁾については、ほぼ通説化しており、筆者としても特に異論はない。

(2)また、社会福祉の概念については「社会教育法における公民館の規定や社会福祉事業法が(直接的に)“社会福祉の増進”を目的としているのはもちろんのこと、郵便法、温泉法、道路法などに至るまで、すべてこれらの法律の制定目的は共通的に“公共の福祉の増進”¹⁵⁾なのであるとし、これら一般公共施策を最広義のものと呼び、学問的体系としての社会福祉とは区別した上で、広義の概念として、「文化・教育政策、保健・衛生政策、労働・社会政策、児童・婦人政策や行刑・犯罪政策などの上位ないしは総合概念」¹⁶⁾として社会福祉を位置づけ、イギリスのsocial services、アメリカのpublic welfareにほぼ対比されるものと考え、一連の社会福祉的な政策や制度といった文脈で理解されるべきものとしている。氏の言う“社会事業”概念との重要な違いは、「広義の社会福祉(的)政策は平均的・一律的な適用という性格をもつものであり、そこから来る抽象性と限界から、それを補充する社会的方策が必要となる。いわば狭義の“社会福祉”に当る政策・事業であるが、これに与えられた名称がほかならぬ“社会事業”なのである」¹⁷⁾と言っている。そして「かつての活動写真をいまでは映画とスマートフォンによびかえるようになった事実に目をおおうものではないが、社会事業の本質を解明し、学問的建設の必要がせまられているいま、あえて混乱を起すような用語は避けておきたい」¹⁸⁾という研究者的矜持を示している。もちろんこのことは学問論としても重要である。広義・狭義という表現は量的差異にもと

14)同上 31～38頁

15)同上 14頁

16)同上 16頁

17)同上 18頁

18)同上 20頁

づく区分として用いることは可能であるが、本質的に異なる性格のものの概念区分に用いるべきものではない。社会事業という用語がその現実形態を表現するのに適切であるかどうかは別として、少なくとも学術用語として共通理解し得るものが必要であろう。

(3) 孝橋氏の所説の第3の特徴は、アメリカ社会事業の中核をなす技術論の位置づけではなかるうか、そしてそれが氏の言う社会事業概念を特徴づけ、社会事業原論とでも言うべきものへとつながっていくからである。

氏が社会事業の本質認識の視点を据えるに当って、検討・批判の対象とされた4つの認識視点のうち、①それを愛情論的体系ととらえる視点は、いわゆる慈善事業の系列の核とはなり得ても、歴史的・社会的認識が欠如、脱落しているという点で社会事業の本質理解の視点とはなり得ない。②また、行政論的体系、すなわち、社会事業の領域を特定官庁の所管する施策と把握すること(具体的には社会福祉事業法における概念規定)は、労働省、文部省……などの所管に帰属するところの、本質的に社会事業であるはずの社会的方策は概念的には社会事業から縮出されるとして批判している²⁰⁾(これについては筆者も前号においてのべた通りであり、社会福祉の専門性は、労働、教育の領域を問はず、広く通用するはずの、そして通用せねばならぬものである)以上の2つは、今日ではもはや常識的なことであるので特にコメントする必要はないであろう。③ついで、社会事業の本質を社会主義的核心に見出そうとする立場を政治論的立場と名づけ、「その政治的実践の一環としての社会事業的活動を社会事業の本質と理解するなら、それは、“社会事業の政治論”的誤謬をおかすものである」²¹⁾とのべ、社会主義と社会事業は安易に直線的に結合されるべきものではないとしている。しかしながら“このことは、なんらかの意味において社会運動=社会主義運動と社会事業とを結合しようとする政治的実践の立場が存在し、それが社会事業の発展や水準の高揚に進歩的役割をはたすものであることを否定するものではないことに注意しておきたい”と理解を示しており、それ故に、④社会事業を

19)同上 21~22頁

20)同上 23~24頁

21)同上 25頁

技術論的体系視する立場への批判(恐らく孝橋氏の最大の批判対象と考えられること、および、次の岡村氏の所説ともかかわるので、そこでくわしくのべることにする)のあと、残された立場として、「社会事業の本質認識を社会科学にもとめなければならない」²²⁾としつつ「社会事業の社会科学」は、かならずしもそのままでは「社会事業の社会運動理論」になるものではないが、それがその上に正しくきざれるはずの基礎を準備するものであり、その意味でこの研究の終章は「社会事業の社会運動理論」の出発点を提供するものである²³⁾とのべている。本稿の主題である「原論」論から言えば、「社会事業の社会運動理論の原論」となるものであるということができよう。氏の所説の肯否は別とし、運動理論を導き出す原理論(Leitungstheorie)としての原論の性格を如実に示すものとして数少ない研究の1つとすることができよう。

社会事業の社会科学論

しかしながら、氏が本質理解の立脚点とした社会科学的視点においても、また、氏の主たる批判対象となった技術論的視点の把握にしても、幾つかの疑問点と問題点があるように思われる。以下、順を追って論を進めたい。

(1) 『社会事業の根本問題』が執筆された1950年代後半の学問的状況からみて止むを得ぬことであるが、氏の言われる社会科学的認識は多分に古典的社会科学の色彩が強く、氏が歴史的・社会的分析を強調されたにもかかわらず抽象的・観念的把握に終っている所も多いし、何よりも、科学としての成立要件には普遍化的、一般化的把握を必要とする要因の存在を無視することはできないのである。

このことは、氏が本質理解に必要な考慮としてあげた7つの側面(関連枠)の中の“法則性”の項によくあらわれている。すなわち、“社会事業の本質を探究するにあたっては賃金労働の再生産機構の理論や資本主義の社会=経済法則をぬいては何ごともなし得るものではない……。資本主義制度における社会的方策の1つとしての社会事業は、この社会=経済法則の実現と貫徹に即応して提起され……。したがってそれは、資本主義制度の一定の発展段階……に、産業

22) 同上 24頁

23) 同上書の序 6頁

資本の発展のなかから生みおとされて以来、資本主義の独占段階とりわけ一般的危機依然における社会保障の登場、その一環としての社会事業の異常な高揚は、窮乏化法則の実現としての労働者の絶対的・相対的窮乏化の進行と社会的矛盾の激化に臨んで……、なお充分な構造的処理能力をもつものであることを顕示し、利潤の増大の体制づくりへの期待を社会事業にかけている……」²⁴⁾というのであるが、ここに使われている理論や法則という用語が真の意味のそれでないことは言うまでもないし、かりにそれを歴史的法則性というにしても、それは誇大理論(*grand theory*)と評される抽象性をまぬがれず、ステレオタイプの論断とならざるを得ない。“社会的矛盾の激化”などという価値を含んだ評価でなく、社会変動の要因と結果についての実証的裏付けをもった記述こそが本質的なのである。いわゆる窮乏化法則にしてもそれを相対的窮乏化とか新たな貧困といった概念作りによって弥縫するのではなく、歴史的、社会的に、いかなる国のいかなる状況においてそれが見られるかを示す必要がある。現代の世界は、19世紀中葉の東ロンドンの労働者を原状況として把握されたものと全く質を異にした変化を示しているのである。²⁵⁾貧困観でなく貧困感の、労働における本質的疎外でなく疎外感の分析こそが必要なのではなからうか。人々は本質的疎外によって自殺するよりもむしろ疎外感を抱いて自殺するのである。

同様な問題点は、氏が、社会事業を1つの社会的技術の体系とみる見方に対する批判の中に見出される。氏はアメリカ社会事業の移入と共に、“みづから科学的社会事業のほこりをもって登場”した技術論的体系を、二重の意味で誤謬をおかすものとして批判する。「まず第1に、そこでは社会的人間に表現される歴史的・社会的現実としての“社会”の問題を、超越的・観念的な“人間”関

24) 同上 27～28頁

25) ソ連、中国における改革の意味、ソ連と東欧諸国との関係、さらには最近のピルマにおける民衆の反政府運動等、社会主義国での変化はもとより、インド・パキスタンの関係や、エルサレムをめぐる中東諸国の関係など、“資本と労働”を基軸とする理解では律しきれぬ問題、すなわち、体制の如何を問わず存在する権力と便益の関係や、宗教(民俗)の政治・経済に対する規定力など、より多面的かつ精緻な“説明変数”体系の構築が必要とされているのである。

係一般の課題に還元・解消してしまうこと。第2に方法的または機能的体系を本質的体系とすりかえる誤謬をおかしている」²⁶⁾と言う。そして「社会事業の本質認識から歴史的規定が脱落しているので、科学性の自負にもかかわらず本質的には、それ自身非科学的な現象論的体系に転落するものである」と科学性の問題にも言及している。

筆者は孝橋氏の所説に反論しているのではない。正鶴を得た分析、指摘について肯定する所も多い。しかし、それが新たな視点であったり、1つの優れた思想であっても、科学と言い得るかどうかにについての疑問を投げかけているのである。人間関係一般について仮説の定立と検証という実証的方法によって法則性を見出すことが、なぜ超越的・観念的なのか。あるいは、物事の本質とは(特に実践科学において)機能そのものであると考える立場もあるくらいで、機能を抜きにして本質認識はできないのではないかという疑問、さらには、「歴史的規定が脱落しているため……非科学的な現象論的体系に転落する」と言えるのか、といった点等々である。そして実はそうした疑問点に対する筆者自身の答えは「社会科学論と科学方法論」²⁷⁾においてすでにのべた通りである。

すなわち、孝橋氏の言う社会科学とは、“歴史的一回的生起”を特徴とする社会事象についてのH.リッケルトからM.ウェーバーに至る“社会科学方法論”、さらにはK.マルクスをも含めた巨大理論に共通する“理解(verstehen)”ないしは“洞察(einsicht)”を用具とする古典的社会科学を念頭においてのものであり、実証科学としてのそれではないということである。(これは重要な論点であるのでぜひ前記の拙稿「社会科学論と科学方法論」を参照して頂きたい)ただ、そこでものべているように「多くの古典的社会科学者の所説が一個のイデオロギーないし社会思想として持つ意味や価値について異論をはさむものではないし、それが個々人の行為に対して持つ影響力を否定するものでもない」²⁸⁾であり、その意味では氏自身もふれているように“社会事業の社会運動論”の優れた原論となり得るのである

26) 孝橋正一、前掲書 21～22頁

27) 野村哲也、「社会福祉調査論の基本的前提—社会科学論と科学方法論—」社会問題研究 第29巻第1・2合併号

28) 同上 11頁

う。しかしながら、実践科学の体系としての社会福祉学の原論にそのまま結びつき得ない。福武直も言うごとく「現代は壮大な社会哲学の空語がもはや通用しない時代であり、まさに実証的な社会科学の時代」だからである。

しかしながらこのことは科学的研究にとって哲学的考察が無価値であるといっているのではない。むしろ“パラダイムの転換”をも含めて、新たな発想、視角といった非連続的契機は、研究を質的に進歩させる原動力ですらある。その意味で、孝橋氏の労作は、実践科学としての社会事業の研究にとって最も有益な示唆を含んだ書であるといえるのである。たとえば、「本質的視点において、社会事業目的の実現のために、その固有の対象にむかって主体が機能するさいに利用せられる社会的手段の体系を方法という」²⁹⁾という方法論の定義は、たとえば、その目的の規定の仕方について意見を異にする人にとっても、制度論と技術論のあり方についての有益な示唆を受けるであろうし、そこから、“社会的手段”の体系という概念についてのより精緻な概念体系や用具的有効性をもった経験的具体的な実体が見出されるであろう。

なお、この定義のほか、次節の岡村理論ともかかわりのある次の2点に注目しておこう。やや長いがあえて原文のままかかげる。

その第1は、孝橋氏自身による定義として簡潔にのべられた一節、すなわち“社会事業とは、資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題に向けられた合目的・補充的な公私の社会的方策施設の総称であって、その本質の現象的表現は、労働者＝国民大衆における社会的必要の欠乏(社会的障害)状態に対応する精神的・物質的な救済、保護および福祉の増進を、一定の社会的手段を通じて組織的に行うところに存する”³⁰⁾という概念規定(約定的・実在的定義?)であり、

第2は、その中の“社会的必要の欠乏”について“ここに社会的必要(social needs)とよんだものは、人間が社会生活を営むために必要な精神的・肉体的ならびに物質的な生活諸手段に対する需要の総称であるが、その質と量は、それぞれの時と所における歴史的・社会的水準によって異なっていることはいうま

29) 孝橋正一 前掲書 27頁

30) 同上 24頁

でもない³¹⁾という記述である。岡村氏はこの社会的必要の分析と社会的手段適用の原理というところに特色があると考えからである。

社会福祉固有の視点と実践原理

岡村重夫の言う“社会福祉固有の視点”とは、社会福祉問題の把握と援助の特色を決定する原理となる基本的視点のことであり、それによって社会福祉的援助を効果的にすすめて行くための方法手続きが規定される³²⁾という方法原論的機能をもつものであった。そして社会福祉的に個人の社会生活を捉える(原理的)視点として社会性、現実性、全体性、主体性という周知の4つの視点を固有の視点として提示する³³⁾そして対象となる社会福祉的問題として“社会生活上の基本的な要求の阻害された状態(社会的障害)と考え、その基本的要求を、これまた周知の7つの側面に切った上で、その要求を満すための社会関係ならびにその構造へと論を進め、社会関係の不調和・障害が社会福祉的問題(対象)であり、その問題の把握と、解決のための援助に際して作用すべき原理として、“社会福祉固有の視点”を位置づける。さらに本稿の主題である「原論」論の立場からみて重要なのは、「いろいろの社会生活上の困難のうちで、社会保障でもなく、医療でもな、教育でもなく、まさに社会福祉固有の対象領域として……つまり、“社会福祉問題”とそれ以外の問題領域を弁別し、これこそが社会福祉のとりあげるべき(同時にそれは社会福祉学のとりあげるべき)固有の対象領域として把握するための対象把握の原理」として“社会福祉固有の視点”³⁴⁾を考えているのみならず、同時に社会福祉的援助機能の原理でもあるという点である。すなわち「社会福祉においては認識の原理は同時に実践すなわち社会福祉の機能の原理でもある」³⁵⁾ことをすでに『社会福祉学総論』において展開されたのであるが、今日で言う社会福祉原論と社会福祉方法原論が一体となった形で考えられていたとみることが出来る。もちろん認識科学は実践との峻別を求めるとい

31)同上 36頁

32)岡村重夫、高田真治、船曳宏保著、『社会福祉の方法』、勁草書房、1979年、3頁

33)岡村重夫著 『全訂社会福祉学総論』1968年、柴田書店 160～164頁

34)岡村重夫他著 前掲書 10頁

35)岡村重夫 前掲書 159頁

意味において、上述のことが成立するかどうかは疑問であり、批判のあったことも聞いている。しかし、社会福祉学を実践科学として確立しよう(あるいは確立し得るかどうかを探究しよう)という立場から、その可能性を探ることは無駄ではあるまい。ただその場合、はじめにものべたように「原論」と「方法原論」との関係が再検討されねばならない。上述の岡村氏の論を進めれば方法原論は無意味になるからである。なお、岡村氏の場合、最初から社会福祉を、社会保障でもない、医療でもない……まさに固有の領域をもったものと指定していることに注意しておく必要がある。ましてや広義、狭義の社会福祉という区分によって社会福祉原論が問題とする福祉を説明するなど、氏によればナンセンスなのである³⁶⁾福祉という用語はせいぜい公共の福祉という文脈程度にとどめ、学問論ないしは専門職論における社会福祉という概念は、岡村氏の言う固有の領域に対して用いられるべきであろう。本稿でも以下そのようにしたい。

なお、この意味での社会福祉は、孝橋氏が多義的で混乱を起すような用語は避けたいとして、あえて社会事業といったものとはほぼ同じとみていいだろう。ただ孝橋氏が社会事業なる語に託したのは、その本質理解に重点があったのではなかろうか。いわゆる“構造論的立場”の流れの中で、“資本主義社会の構造的必然としての社会政策とその補完としての社会事業”という形で通説化している概念が変質することを危惧したとも考えられるのである。そしてこの用語の違いは、学問的立場の違いとも言える。岡村氏は構造論的本質論に対し、“資本主義体制維持のための社会事業といってみても、それは体制の側の意図の解説、あるいは理解にすぎない”と³⁷⁾いい、“ましては生活(当事)者(これは岡村理論のキー概念の1つでもある)の側からみれば、一般公共施策、社会政策、社会事業といった区分による本質論議など全くのナンセンスでしかない”³⁸⁾と批判しているのであり、逆の事が機能論的立場に対する“超越的・観念的な人間関係への解消という”孝橋氏の批判となるのである³⁹⁾

36) 岡村重夫他著 前掲書 14～16頁

37) 同上 18頁

38) 同上 16頁

39) 孝橋正一 前掲書 22頁

両者の立場は、社会保障についての次の両氏の定義にも通ずるものがある。

(A) 社会保障は国民生存権の実現を意図して、所得の再配分を通じ、国家がすべての国民の最低生活を確保する措置の総体である。(平田富田郎)

(B) 社会保障は、一般的危機の段階に至って、資本制社会が自らの崩壊を防止せんがため、賃金の再配分を通じて社会的に国民の最低生活を保障せんとする制度である。(近藤文二)⁴⁰⁾

周知の事柄であるのであえて論評はしないが、一般的に言って、機能論と本質論とはそれほどかけ離れたものではない。心臓の機能を抜きにして人体における心臓の意味(本質)を語ることはできないし、普遍化的社会変動論を抜きにして歴史的・社会的必然(変化)なるものを論ずることも出来ないのである。

4. 社会福祉原論のための幾つかのモデル

もはや予定の枚数に達してしまったし、本来この論稿は2～3号にわたることを想定しているものである。したがって、ここでは、今後進めて行くべき方向と、参照したい幾つかの所説のアウトラインをのべることにする。

社会科学における総合と人間性(K. W. カップ)

孝橋氏らが、歴史的・社会的事実としての社会事業といい、構造的必然としての社会政策・社会事業というとき、いかにその具体性現実性を強調されようとも、その根本にある諸個人(労働者)は、原子論的個人であり、資本制社会という磁場の中で社会・経済法則によって動かされる電子にしか過ぎないし、資本制社会が(あたかも意志をもった人間の如く)その崩壊を防ぐために用意した社会的方策施策(provisions)を受取る労働者は、あたかも人格を有せぬ奴隷のようなアトム化した存在である。もちろん、だからこそ“立て労働者よ(自覚した存在たれ)”ということになるのであろうし、論議としては主体的側面も大いに強調される。しかしやはりそれらをマスとして考える傾向性は否定し切れないし、諸個人のパーソナリティのレベルに立至って論ぜられることはない。これに対し、岡村氏の言う社会福祉援助は個人の側に視点を置いたものであり、もろもろの願望を持ち、それぞれの社会的状況(社会主義国であれ、イスラム社会

40)同上 261 頁の引用による。

であれ)の中で、出来る限りの欲求(厳密には欲求の持ち方にも文化的要因が加わるが)を充足しようとしている生活者であり、援助の作用のかなり重要な部分としてパーソナリティの変容までも包摂されているのである。この両者の違いをどう克服するか、それが、取りかかるべき作業の第1であるが、幸いそのような試みの1つとしてK. W. カップの『社会科学における総合と人間性』(1977)がある⁴¹⁾次号においてそれをとりあげていきたい。

第2は実践科学における重要な課題としての価値の問題がある。「経験科学(の知識)は何人にも何をなすべきかを教えることはできず、ただ彼が何をなし得るかを教えることができるに過ぎない」(M. ウェーバー)のであって、その知識を(用具・手段として)目的に対する行為に変換するものとして価値を位置づけることができる。社会福祉を成り立たせる価値—その中に人権思想等の理念もあるが、ここではもっと広く“価値とは主体の欲求を満す客体の性能である”(見田宗介)⁴²⁾といった約定的な定義から出発して、それを追求したい。それによって価値という語につきまとい勝ちな観念的・超越的価値内容(真善美や、平等、博愛など)から自由な形で論が進められるからである。

第3は、方法・技術にかかわる領域(かりに方法原論としておく)における新しい視点ないしは原理とも言うべきものであるが、これは、先にのべたように、社会福祉的援助の主要な内容の一つに、パーソナリティ変容があるということに照応するものであり、従来とは異なる視点を与えようとするもので、仮にそれを“非連続モデル”と名づけておく。O. ボルノーが『Existenzphilosophie und Pädagogik』(1959)⁴³⁾の中で展開した、“覚醒”、“訓戒”、“助言”、“邂逅”等の概念をソーシャルワークの新たな視座の1つとして考えようとするものである。

なお、パーソナリティ変容の問題は、前述の価値の問題を含めて、きわめて文化人類学に負うところの多い領域であるが、さらに広く、“文化”を生活者の“行為”を規定する重要な要素と考える視点もまた、社会福祉学に必要な視角とし

41) K. W. Kapp 『Integration and Humanization of the Social Sciences』, D. C. Heath Co. 1977.

42) 見田宗介著 『価値意識の理論』弘文堂、1970年

43) Otto F. Bollnow. 『Existenzphilosophie und Pädagogik』 W.Kohlhammer, 1959.

て取りあげたい。たとえばアラブ諸国では、宗教が経済や政治の動向をも規定する力を持っているし、インドではヒンズー教を抜きにして福祉を語ることはできないからである。

「別表」社会福祉学教育に関する専門教育科目

専 攻 科 目	
基 礎 部 門	社会福祉学基礎理論 (社会福祉倫理を含む)、社会福祉発達史 (社会事業史を含む)、社会福祉法制、社会福祉方法原論、社会保障論
特殊部門	分 野 関 係 公的扶助論、児童福祉論、家族福祉論、障害者福祉論、医療福祉論、司法福祉論、産業福祉論、地域福祉論、婦人福祉論等
	方法・技術関係 社会福祉方法論 (ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、ソーシャル・アクション)、社会福祉調査法、社会福祉管理論、社会福祉行財政論、保育理論、養護理論 (児童・成人)、社会福祉計画論等
実 習 部 門	社会福祉実習
関 連 科 目	
社会学関係	家族社会学、地域社会論、産業社会学、犯罪社会学、社会病理学、文化人類学等
経済学関係	社会政策、労働問題、国家・地方財政論、協同組合論、経営学等
心理学関係	発達心理学、児童心理学、臨床心理学、社会心理学、人格発達論、社会教育学、カウンセリング、レクリエーション論等
医学関係	医学知識、精神衛生、公衆衛生、社会医学、栄養学、看護原理等
そ の 他	社会問題、生活構造論、社会思想史、家族法、行政法、労働法、児童文化論、リハビリテーション論、老年学等